

令和2年

第7回教育委員会（定例会）会議録

上天草市教育委員会

令和2年 第7回教育委員会（定例会）会議録

期日：令和2年6月19日（金）

開会：午前10時00分

閉会：午前11時35分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

1 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 令和2年第6回（5月定例会）会議録の承認について

日程第3 教育長諸般の報告

日程第4 非公開とする審議事項について

日程第5 [議案第44号] 就学援助の認定について

日程第6 [議案第45号] 上天草市学校給食費返還等事業補助金交付要綱の制定について

日程第7 [議案第46号] 上天草市地域学校協働本部設置要綱の制定について

日程第8 [議案第47号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案について）

日程第9 諸報告

2 出席委員

山下勝一（委員）、杉本修吾（委員）、濱崎千賀子（委員）、辻本幸之助（委員）、高倉利孝（教育長）

3 欠席委員 なし

4 議場に出席した者

山下正（教育部長）、赤瀬耕作（学務課長）、原田和久（社会教育課長）、松田真也（教育審議員）、宮崎真司（学務課長補佐）、小浦嘉彦（社会教育課長補佐）、川本宜史（学務係長）、一浦康葉（学務課主事）

5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項 以下のとおり

開会 午前10時00分

○教育長（高倉利孝君） それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、これより令和2年第7回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してあるとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○教育長（高倉利孝君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に杉本委員及び宮崎学務課長補佐を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 第6回（5月定例会）会議録の承認について

○教育長（高倉利孝君） 次に日程第2。「令和2年第6回5月定例会会議録の承認について」を議題といたします。皆さんには会議の案内と一緒に配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしく願いいたします。

○学務課長補佐（宮崎真司君） 各委員の皆様よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしく願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） よろしいですか。それではお諮りいたします。第6回定例会の教育委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長諸般の報告

○教育長（高倉利孝君） 次に日程第3。教育長諸般の報告を行います。今回は2件報告いたします。まず1件目は、5月28日に天草地区教科用図書選定委員会が開かれました。天草市役所で行われております。天草地区教科用図書採択協議会、副会長であります私が出向いて挨拶を申し上げました。昨年度は小学校の教科書が採択され、本年度より使用となっております。本年度は中学校の教科書を研究員の先生方で調査研究され、その教科書の中から選定委員の先生方が調査審議していただき、最後に採択されるという運びとなっております。教育委員の皆さんには、道徳の教科書採択の折には大変お世話になりました。教科書を家に持って帰っていただき、内容を吟味されたことがございました。今回、研究員並びに選定委員になられた先生方は、公務の仕事の他に業務をなされるということで大変ご苦勞をおかけしております。計画通り進むことを願っております。2つ目です。6月4日、天草教育事務所の学校視察が2校ありました。小学校が登立小学校で、中学校が大矢野中学校でした。児童生徒数の多い、密集になりがちな学校ということで、選定されております。登立小学校では、子どもたちが落ちついた学習態度をしておりました。一番心配した1年生ですけれども明るく元気に過ごしておりました。1人の男の子が、「何しに来たっかい」と声をかけてくれまして、まだ話し方が上手になっていないなどと思ったところがございます。その内、徐々に指導を受けて、正しい話し方が出来るようになるのではないかと思います。大矢野中学校ですけれども、こちらは給食を良く見ていただきました。生徒たちの手洗いから運搬、配膳そして会食までテキパキとした行動が出来ておりました。両校とも、密にならないように人員を分けて、少人数体制をとってありました。少人数になっても先生方がきちんと付いて指導しておられました。事務所の先生方も安心して帰られたようでございます。以上で、教育長諸般の報告を終わります。

日程第4 非公開とする審議事項について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第4。「非公開とする審議事項について」意見を伺います。日程第5「議案第44号」及び諸報告 第2の「不登校児童・生徒の状況について」、第3の「いじめの状況について」、第4の「教職員の勤務時間管理について」は、プライバシー保護のため、

秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 異議なしと認め、「議案第44号」及び諸報告の第2、第3、第4につきましては、秘密会議といたします。

日程第5 議案第44号 就学援助の認定について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第5。議案第44号「就学援助の認定について」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第44号は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

日程第6 議案第45号 上天草市学校給食費返還等事業補助金交付要綱の制定について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第6。議案第45号「上天草市学校給食費返還等事業補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） はい、議案書の3ページをお願いいたします。議案第45号、上天草市学校給食費返還等事業補助金交付要綱の制定について説明いたします。上天草市学校給食費返還等事業補助金交付要綱を次のとおり定めることとします。令和2年6月19日提出、上天草市教育長名。上天草市学校給食費返還等事業補助金交付要綱。第1条、この要綱は、上天草市内小中学校の臨時休業に伴う学校給食の休止に係る学校給食費を保護者に対して返還等するための経費を支援する事業に対して補助金を交付することについて、上天草市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。第2条、補助金の交付対象者は、小中学校に在籍する児童・生徒の保護者とする。ただし、補助金の申請等については、学校給食を実施する上天草市立学校の校長又は上天草市共同給食調理場の長が行うことができるものとする。第3条、補助の対象となる経費は、臨時休業期間に対応する次に掲げる経費とし、予算の範囲内で交付する。第1号、調理場がキャンセルできずに事業者から購入した食材に係る経費及び処分費とする。ただし、調理場が当該食材を転売できた場合、その売上金額分は除くものとする。第2号、事業者に対して既に発注していた食材に係る違約金等とする。ただし、事業者が当該食材を転売できた場合、その売上金額分は除くものとする。第4条、実施管理者は、上天草市学校給食費返還等事業補助金交付申請書に次の掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。第1号、収支予算書、第2号、補助金の算出根拠を示す資料。第5条、市長は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、速やかに補助金の交付の適否を決定するものとする。第2項、市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、上天草市学校給食費返還等事業補助金交付決定通知書により実施管理者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。第6条、実施管理者は、事業を完了したときは、当該事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和3年3月31日までのいずれか早い日までに、上天草市学校給食費返還等事業補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。第1号、収支決算書。第2号、事業に要した費用を明らかにできる書類。第7条、市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、上天草市学校給食費返還等事業補助金交付決定通知書により実施管理者に通知するものとする。第8条、この要綱に定めるもののほかの施行に関し必要な事項は、上天草市教育委員会が別に定める。附則、この要綱は、令和2年6月19日からの施行を予定しています。5ページの概要をご覧ください。制定の必要性については、文部科学省から、

学校設置者に対して、令和2年3月2日から春休みまでの臨時休業期間中に発生した食材の廃棄や納入業者への食材キャンセル料などの費用が、保護者の負担とならないよう支援等を行う「学校臨時休業対策費補助事業」の実施について通知がありました。この補助事業につきましては、国の補助が4分の3受けられることとなっております。これを受け、本市においても学校給食の保護者負担の軽減及び安定した運営を図るため、市内小中学校の臨時休業に伴う給食費に対する保護者への支援を行うもので、本事業の実施に必要な関係規定を制定するものでございます。議案書の4ページにお戻りください。提案理由につきましては、上天草市内小中学校の臨時休業中の学校給食の休止に伴う食材の廃棄や発注後のキャンセル料等に対して、保護者が学校給食費として負担するこれらの経費を支援するため、関係規程を定める必要がございます。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

○委員（山下勝一君） これはどれくらいの費用になるのですか。

○学務課長（赤瀬耕作君） 詳細の資料は持ち合わせていませんが、具体的には、学校給食会からの請求がございました。学校給食会からパンと牛乳に対して、4月に入ってからの分のキャンセル料が発生していると請求がありまして、主にはその部分の支払いに対するものでございます。あと一部、湯島小中学校がすでに購入していた食材分が少しありましたので、その部分についても補填と考えております。

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第45号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第7 議案第46号 上天草市地域学校協働本部設置要綱の制定について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第7。議案第46号「上天草市地域学校協働本部設置要綱の制定について」を議題といたします。この議案について事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（原田和久君） 議案書10ページをご覧ください。議案第46号、上天草市地域学校協働本部設置要綱の制定についてご説明いたします。上天草市地域学校協働本部設置要綱を次のように制定するものでございます。要綱の内容については、第1条、上天草市において、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域と学校が連携・協働した地域学校協働活動を推進する組織の設置について、必要な事項を定めるものです。第2条では、組織の名称について規定しています。第3条では、協働本部の組織について規定しています。構成員は、地域学校協働活動推進員20人以内、地域コーディネーター4人以内、地域連携協働担当職員17人以内、その他必要と認められる者10人以内です。また、協働本部に本部長を置き、推進員をもって充てることとしています。第4条では、構成員の役割について規定しています。推進員は、上天草市教育委員会及び学校の方針を踏まえ、他の推進員、地域コーディネーターや地域連携職員と連携を図りながら、学区内における一体的・効果的な協働活動の推進を図ること。地域コーディネーターは、地域連携職員と連絡・調整を図りながら、学校ニーズと地域住民の思いをつなげ、学区内における地

域住民がボランティアとして参画する教育活動を推進すること。地域連携職員は、地域の支援や参画について、学校のニーズを取りまとめるとともに、推進員や地域コーディネーターと連携しながら、地域と連携・協働した教育活動を推進することとしています。第5条では、構成員の選任について規定しています。推進員は、上天草市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき、上天草市教育委員会が委嘱した、推進員をもって充てる。地域コーディネーターは、上天草市教育委員会が委嘱する。地域連携職員は、当該校における校務分掌に位置づけられた教職員をもって充てることとしています。第6条では、協働本部の事業内容について規定しています。学校支援活動、家庭教育支援活動、地域活動、地域未来塾、その他、第1条の目的を達成するために必要な事業です。第7条では、協働本部は、構成員、各種ボランティア代表、地域関係団体代表等により構成されるコーディネート会議を必要に応じ開催し、活動の企画、コーディネート、評価・検証を行うものとし、第8条では、構成員は、国・熊本県・上天草市が実施する、協働活動の企画・実施方策や安全管理方策等の資質向上研修及び他の事業関係者等との情報共有を図るための研修に参加するよう努めることとします。第9条では、第6条に掲げる事業を実施する場合、事故に対応するため、ボランティア保険に加入するものとし、第10条では、協働本部は、政治活動・宗教活動及び営利目的の活動を行わず、またこれを利用しないことを規定しています。構成員は、児童生徒その他関係者の個人情報の保護に万全を期するものとし、事業の実施を通じて知り得た情報等については、外部に漏らしてはならないとしています。第11条では、協働本部の庶務について規定しています。第12条では、協働本部の運営状況等の指導及び助言について規定しています。第13条では、雑則について規定しています。附則といたしまして、この要綱は、令和2年7月1日から施行することとしています。13ページの概要をご覧ください。要綱の制定の必要性については、本市において、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークの形成を行い、地域と学校が連携・協働した地域学校協働活動を推進する本部を設置することから、必要な事項を定め、関係要綱の規程を整備する必要があるものでございます。12ページをお願いします。提案理由といたしまして、本市において、地域と学校が連携・協働した地域学校協働活動を推進する本部を設置するためには、関係要綱の規程を整備する必要があります。なお、要綱の制定については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。
- 委員（山下勝一君） コミュニティースクールや学校運営協議会とは別なのですか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 当初、熊本県版コミュニティースクールとして、学校運営協議会と同じような立ち位置で組織化される形で上天草市では始まっており、今後は、学校運営の部分と活動する部分にすみ分けがなされていく方向にあると思われれます。その途中なので分かりにくくなっている状況です。
- 委員（山下勝一君） 学校運営協議会は、外部の意見を入れて、学校運営方針等を決めていき、地域学校協働本部は、その他のボランティアなどをコーディネートして、地域とともにある学校にしていくために作られるということですね。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第46号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、

承認することに決定しました。

日程第8 議案第47号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第8。議案第47号「専決処分の報告並びにその承認をを求めることについて」を議題といたします。この議案について事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（原田和久君） 議案書14ページをご覧ください。議案第47号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについてご説明いたします。上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上天草市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。専決第11号、議会の議決を経るべき議案について。議会の議決を経るべき次の議案に対する意見の申出については原案のとおり了承する。令和2年6月12日専決。16ページの新旧対照表をご覧ください。改正する内容については、第2条、第5条及び17ページの別表の地区体育館の施設名の欄から牟田体育館を削るものです。19ページの概要をご覧ください。改正の理由については、上天草市牟田体育館について、その利用状況及び文部科学省が実施した平成28年熊本地震に係る被災度区分判定調査の結果等を踏まえ、当該体育館を廃止するため、関係規程を整備する必要があります。補足といたしまして、本年度において、牟田体育館の解体工事を計画しており、工事を発注する前に、当該体育館の名称等を削除する必要があるためです。この条例は、令和2年7月1日から施行することとしています。14ページにお戻りください。提案理由といたしましては、条例の一部を改正する条例の制定につきましては、上天草市議会の議決を経る必要があり、次回開催予定の市議会では事業実施するにあたり時間的余裕がないため、上天草市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○教育部長（山下正君） 補足させていただきます。15ページの案につきましては、6月議会の最終日22日に追加議案として提案する予定です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

○委員（松本修吾君） これは、平成28年度の被災区分で、この地域が危険地域となるということですか。

○教育部長（山下正君） 熊本地震で被害があり、被災判定をした結果、耐震性もなく、使用するためには相当な費用を必要とし、解体、耐震補強、使用中止という選択肢の中で、使用中止としていたということです。本来であれば、その時点で条例から削除すべきでしたが、残っていたため、今回廃止条例を提出したところです。

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第47号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第9 諸報告

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第9。諸報告に入らせていただきます。まず、報告第1「7月の行事予定について」の説明をお願いします。

○教育審議員（松田真也君） はい、資料の20、21ページに行事予定表が掲載しています。

7月の行事予定の主なものをご説明いたします。1日、命を大切にすることを育む週間につきましては、本年度は6月現在行われております心の絆を深める月間と合わせて取り組むということで本年度は中止になっております。2日、教育委員会臨時会、7月市内校長会議です。3日、教良木小学校の経営訪問、本年度最初の経営訪問になります。5日、社会教育課のところで、青少年育成市民大会・人権講演会、社会を明るくする運動推進大会がまとめて実施される予定でしたが、青少年育成市民大会と人権講演会のみ秋以降に延期ということで、社会を明るくする運動推進大会は中止となります。6日、上小学校の経営訪問。13日、松島中学校の経営訪問。14日、社会教育委員会、図書館協議会。20日、教育委員会会議。21日、龍ヶ岳小学校の経営訪問。22日、子どもサミットにつきましては、本年度は中止し、次年度に開催を予定したいと思っております。28日、臨時的任用教員の指導力向上の研修会ですが、今年度は該当者が2名しかいませんので中止とし、個別で教育指導員の方で対応していくこととしております。29日、第2回市内初任者研修ですが、6月23日が1回目がこの日が2回目です。今年度は初任者研修も保育園実習等は出来ない状況ですので、大きく内容と日程を変えながら実施ということになります。E-friends が中止です。30日が生き生き成人大学です。31日、小中学校1学期の終業式となります。いじめ問題対策連絡協議会は、文書等の開催を計画しております。サッカーのイルカカップは中止です。その他、県・天草教育事務所、天草教育研究所等の行事につきましても、中止あるいは、オンラインでの研修、延期等たくさん変更が出ております。さらに、天草教育研究所では、中体連関係がすべて中止となっております。各種目で3年生のための代替大会を実施する方向で検討いただいているところです。教育研究所も英語発表会、音楽会等は中止になる方向になっております。科学展だけは例年通り実施ということで報告をいただいております。以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。ただいまの報告について、何か質疑はございませんか。7月から経営訪問が始まります。子供たちの様子が見られて楽しみでございます。それでは、次に入りたいと思います。

○教育長（高倉利孝君） 次の報告第2、第3、第4は秘密会議といたします。

※【 報告第2、第3、第4は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

○教育長（高倉利孝君） 次に、報告第5「令和2年第2回上天草市議会定例会（6月）の報告について」の説明をお願いします。

○教育部長（山下正君） 6月議会における一般質問を報告させていただきます。4名の議員さんが質問されております。まず1人目の西本輝幸議員から新大矢野図書館等整備基本計画について質問されております。事業スケジュール及び総事業費の見込みはということで、スケジュールに関しましては、令和5年度の供用開始を予定しているということ、現在、基本設計を実施中でございます。事業費に関しましては、総額15億円。この財源につきましては、図書館建設基金3億6,000万円、合併特例債10億8,680万円、残りの5,320万円が一般財源であるという答弁をしております。議員の意図とすると、今、新型コロナウイルス感染症において経済の状況が良くないということで、この状況の中で大きな事業をやっていくのかということでしたが、これに関しましては答弁した順番からいいますと、私が答弁し、教育長が答弁し、副市長、市長と答弁をされております。図書館に関しましては、従前からの懸案事項であったということ、それと合併特例債の期限が令和5年度までということで、この期間内にやらなければならないということ、合併特例債を利用することで一般財源の持ち出しが、先程申し上げた5,320万円程度で収まるということ、合併特例債に関しましては元利償還金の70%を交付税措置されますので、非常に有利な起債であるということで、この機を逃し

たらないというところで事業は計画通りに進めていきますとお答えしております。次に24ページをご覧ください。田中万里議員が学校現場における新型コロナウイルス感染症の第2波に向けた備えについてということで質問されております。まず、学校の臨時休業中の児童生徒への学習指導はどのように取り組んだのかということで、新年度4月15日から一斉休校をいたしまして、休校当初については復習プリントや漢字等の自主学習を課題に家庭での学習指導に取り組んでいたということ、また、ゴールデンウィーク明けの5月7日からは、児童生徒に家庭学習の計画表を示して主に教科書と併用できる予習プリントや自主学習を課題として、併せてインターネットサイトやテレビ番組を紹介することにより家庭学習の支援を行っています。5月18日からは、段階的な教育活動の再開を目指し、可能な限りの感染予防対策を行ったうえで登校日を増やし、その中で授業や家庭学習につながる学習を行うことで、学習保障に繋がっているところがございます。2番目の質問として、他の自治体では、リモート授業を行っていたが、本市で実施できなかった理由はということで、これに関しましては、先月の会議にも出ましたが市内のインターネット環境の状況によって、それが難しいということをお答えしております。3番目が、第2波の発生により、再度、長期臨時休業となった場合、児童生徒への授業の方法はということでご質問がありました。この6月までに本市では、国のギガスクール構想に基づく補正予算措置を受け入れまして、令和4年度に完了予定であった児童生徒1人1台のタブレット配置計画を前倒しし、本年度中に整備を予定しているとお答えしております。今年度中には配布が可能となりますが、まだ双方向通信用のインターネット環境の整備が出来ませんので、リモート授業に取り組める状況ではございません。ただし、そのタブレットを児童生徒に貸し出すということで、これまでよりも家庭学習での学びの保障が進むだろうとお答えしております。4番目に、ポケットWiFiの貸し出しによる遠隔授業の可能性についてという質問に対しては、費用負担、特にランニングコストが大きいということで現在は考えていないとお答えしております。この後、総務部に田中万里議員から光ファイバー整備についてのご質問がありました。総務省において令和元年度に民間企業を対象にした光の整備を行っているところです。これが最後ということでしたが、今回の補正で学校教育を目的とした整備をするよう国の補正予算で措置されましたので、そちらを活用して、本市も取り組むとなりました。これは民間企業が事業主体になりますので、そちらに補助金を出すという形でやっております。具体的な業者名は天草ケーブルテレビです。今年度の光ファイバーの整備状況としましては、大矢野町の中地区、湯島地区、龍ヶ岳町の樋島地区において完了予定です。その後は今回の補正によりまして、市内のそのほかの地域、大矢野地区であると維和地区、松島地区であると内野河内・教良木地区、姫戸地区が牟田・二間戸地区、龍ヶ岳地区が大作山地区、一応全地域をカバーするということです。ただし、地域で集まっているところまでは整備できると思いますが、その中でポツンと一軒になっているところまでは分からない状況です。幹線部分の光ケーブルの整備は終わりますので、あとは加入されるかどうかということと、ケーブルテレビがそこまでケーブルを引っ張るかどうかということとでございます。次に小西涼司議員から大矢野図書館事業の実施について質問がございましたが、これは西本議員と同じようところで答弁書を作成しておりました。議会では質問は省略されましたが、資料には用意していた答弁を載せております。それと宮下昌子議員は、指定管理施設の休業補償について、新型コロナウイルス感染対策で休業要請された市の指定管理施設の休業期間の状況や休業中の保障についての質問があり、基本的には市の要請で休業された部分に関しましては、休業補償の協議を行いますと伝えております。ただ、国の持続化給付金とか雇用調整給付金とかありますので、そちらも含めた計算になります。実際に保障が発生するかどうかというのは、まだ分からないところですが、各指定管理者とは個別に協議を行うということとお答えしております。2番目に市の奨学金対応制度について返還の遅れなどの影響はということでありましたが、4月、5月までの償還状況としますと数件の遅れが確認されていますが、例年と同様程度であり、新型コロナウイルス感染拡大に伴うことで遅延している償還者からの申し出は現在のところ受けておりません。現在、防災無線や広報でも掲載しております奨学金の追加募集を行っているところと、返還の猶予も紹介しているところとでございます。以上報告いたします。

○学務課長（赤瀬耕作君） 文教厚生常任委員会の報告を続けて報告させていただきます。議案

第42号、上天草市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から委員の数が30人から12人へ減っているが、十分な協議ができるのかと質疑があり、改正前に委員として参加していた特別支援学級担当等の教職員を委員でなく、第7条に基づいたオブザーバーという形で委員会に参加することとしたもので、条例改正前と比べ会議の参加者に大きな変更は生じないことから、問題ないと考えていると答弁しております。それから、委員会を非公開とした理由は、と質疑があり、これまでもプライバシーの保護には細心の注意を払っており、それを明確化したと答弁しています。それで、原案どおり可決いたしております。次に、一般会計補正予算についてでございますが、委員から上共同調理場の改修工事について、工事費の減額分を備品購入費として計上しておりますが、今後、工事の追加等で費用が発生することはないのか、と質疑がありまして、新型コロナウイルス感染症の影響により夏季休業が短縮され、規模の大きい工事は先送りとなり、出来ることから先に実施したいので、工事費の中から随時実施していきたいという内容で答弁しております。あと、先送りされた工事は残りの予算で実施できるのか、追加があるのではないかという質問がありましたが、基本的には大規模な工事は実施できないので、現在の予算内で実施し、あとは繰越などをお願いする形となりますと報告しております。それから学校給食費等返還事業について、保護者へ給食費を直接支給するのか、と質問がありましたが、保護者への返還ではなく、調理場で既に発注していた給食食材費や食材キャンセルによる違約金等の経費を補てんするものでございますと答弁をしております。結果については、議会の最終日になる予定です。以上でございます。

○**教育長（高倉利孝君）** 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○**教育長（高倉利孝君）** 次に、報告第6「後援等名義使用承認の報告について」の説明をお願いします。

○**学務課長（赤瀬耕作君）** 学務課は、1件ございます。報告資料27ページをご覧ください。行事名が令和2年度天草郡市小中学校夏期研修会で、開催趣旨についてはご覧のとおりです。開催日は、令和2年7月22日（水）の午後2時半から4時15分まで、天草教育会館で行われます。主催は、天草市郡市小中学校長会です。学務課は以上でございます。

○**社会教育課長（原田和久君）** 28ページをお願いします。後援等名義使用承認について、報告いたします。行事名は、第65回熊本母親大会で、開催趣旨につきましては、記載のとおりでございます。開催は、9月22日（火）、森都心プラザホールを主会場に、九州中央リハビリテーション学院で開催されます。主催者は、熊本母親大会実行委員会で、500人の参加が見込まれております。以上報告いたします。

○**教育長（高倉利孝君）** 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○**教育長（高倉利孝君）** 次に、報告第7「新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、家計が急変した世帯への就学費用の援助について」の説明をお願いします。

○**学務課長（赤瀬耕作君）** 資料の29ページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、家計が急変した世帯への就学費用の援助について報告します。ご存じのとおり、本市におきましては、市内公立小中学校への就学に関する教育費用負担にお困りのご家庭に対し、学用品費や学校給食費などの就学費用の一部を扶助する「就学援助制度」を実施しています。今回この制度について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、給与や売上げなどの収入が激減し、経済的にお困りの方に対し、現状の経済状況に即した就学費用の扶助を早期に実施するため、審査方法を拡充します。具体的には、特別支援教育就学奨励費の

保護基準額に対する割合算定に使用する前年度所得を緊急対策として、家計が急変したことが証明できる書類により、見込み所得をもとに割合を算定し、家計が急変した世帯への就学費用の扶助を行うものです。なお、家計が急変したことが証明できる書類については、世帯全員の収入（直近3ヶ月）の給与明細書、廃業届若しくは収支見込計算書、退職証明書又は雇用保険受給資格証若しくは雇用保険被保険者離職票を用いて見込み額を算定したいと考えています。通常は、前年度所得を原則としていましたが、今回、緊急的措置として、出来るだけ早めに各家庭に周知し、今後の認定手続きを進める予定としています。以上でございます。

- 教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。
- 委員（辻本幸之助君） この認定は教育委員会での認定と、認定後の支給までにどれくらい時間がかかるのでしょうか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 認定は教育委員会議で行います。
- 学務課長補佐（宮崎真司君） 支給は、学期ごとに、学期分をまとめて支給するという形できておりましたので、同じような形になります。昨年が1学期分を7月に支給していました。2学期分は12月、3学期分は3月の下旬ぐらいを目安に支給していた状況ですので、同じような形になると思います。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 6月から学校が始まっていますので、できれば6月からの支給を目指して、周知したいと考えています。6月に申請をいただいた分は、6月から支給という形で進める予定です。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。
- 委員（山下勝一君） これは、あくまでも新型コロナウイルスの感染拡大の影響が主な理由なのですよね。それによって、収入が減って就学の費用に影響しているのです、それについて扶助しますということになりますか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） そこで、私たちも色々と協議を行い、新型コロナの影響によるという審査を深く突き詰めていくというのは難しいということで、今回はこの「等」というところで、現状でお困りの方という解釈で行きたいと思っております。そこは、分かりにくいので、校長先生によく内容を聞き取っていただいて、現状、非常に景気の低迷で困っているところが解るような書類や説明をいただいて、次の教育委員会に挙げたいと考えております。
- 委員（山下勝一君） それでは、昨年は1.0を超えていたが、現在は仕事されておらず、収入が減り、実際は下がっている状態の人を今回これで扶助して行けるようになるということですね。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 経済の低迷ということで、そのような事例で就業が在ったら働くのだけれども、コロナの影響で働く場所が無くなってきているというのを把握することは、なかなか難しいと思いますので、所得が無いということが判断できれば、認定できるのではないかと思います。
- 委員（山下勝一君） あくまでも収入で判断するということですね。分かりました。それでは、先ほどの方は救っていただけるので、良いかと思えます。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。
- 委員（辻本幸之助君） 人数の制限とか財源の制限とかあるのですか。
- 学務課長補佐（宮崎真司君） 予算は、小学校30名分、中学校30名分くらいはあります。それをオーバーした場合は、財政課と協議をして追加の補正とかを考えています。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 現予算の活用と状況によっては補正をお願いする可能性についても市長部局との協議も済ませております。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。
[「ありません」という声あり]

○教育長（高倉利孝君） 以上で、予定されていた諸報告は終わりましたが、その他、事務局から追加報告がありませんか。

○学務課長（赤瀬耕作君） 先ほど教育長からも話がありましたけれども、中学校の教科用図書採択が今年実施されております。採択協議会が3回、選定委員会が3回、研究委員会が4回実施されておまして、7月10日には選定委員会の代表者からの取りまとめ報告説明会と調査審議が行われます。また、14日は採択の答申まとめと採択協議会の報告者の決定ということで、最終的に採択協議会に諮るような形で採択された教科書が決まってくるように計画されております。7月30日に採択協議会で基本的な採択を決定し、8月5日に教育委員会に報告して決定したいと考えておりますので、後ろの方に教科書等を置いておりますので、ご覧いただければと思います。

○教育長（高倉利孝君） 他に事務局からはありませんか。それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって令和2年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午前11時35分